

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認※ ¹ 検査関係	埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在	TEL	0494-22-3777
		〒369-1871	FAX	0494-24-9175
		秩父市下影森1002-1	E-mail	k3387762@pref.saitama.lg.jp
		横瀬町 建設課	TEL	(直)0494-25-0117、(代)0494-25-0111
		〒368-0072	FAX	0494-23-9349
		秩父郡横瀬町大字横瀬4545	E-mail	kensetsu@town.yokoze.saitama.jp
2	開発許可※ ² 適合証明	埼玉県川越建築安全センター東松山駐在	TEL	0493-22-4341
		〒355-0024	FAX	0493-22-4342
		東松山市六軒町5-1	E-mail	r4321025@pref.saitama.lg.jp
3	消防法	秩父消防本部	TEL	0494-21-0119
		〒368-0021	FAX	
		秩父市下宮地町10-25	E-mail	
4	道路※ ³ 河川※ ⁴	秩父県土整備事務所	TEL	管理担当：0494-22-3717 河川砂防担当：0494-22-3721
		〒369-1871	FAX	0494-21-1270
		秩父市下影森1002-1	E-mail	
		横瀬町 建設課	TEL	(直)0494-25-0117、(代)0494-25-0111
		〒368-0072	FAX	0494-23-9349
		秩父郡横瀬町大字横瀬4545	E-mail	kensetsu@town.yokoze.saitama.jp

※1 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在で対応（TEL 0494-22-3777）

※2 受付窓口は、横瀬町建設課

※3 国道・県道の幅員等の確認については、秩父県土整備事務所管理担当で対応

町道の幅員等の確認については、横瀬町役場で対応

※4 砂防指定地の確認は秩父県土整備事務所管理担当で対応

土砂災害特別警戒区域の確認は秩父県土整備事務所河川砂防担当で対応

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	・埼玉県建築基準法施行条例 ・埼玉県建築基準法施行細則 ・埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）
2	都市計画法関係	・横瀬町開発行為に関する指導要綱
3	その他	・横瀬町建築行為に係る後退用地等整備要綱 ・横瀬町土砂等のたい積の規制に関する条例 ・横瀬町土砂等のたい積事業の事前協議に関する指導要綱

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	30cm ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）＝0.0005 × 標高（m） + 0.28 【参考】 41cm（横瀬町役場）
2	地表面粗度区分	Ⅲ（H12建設省告示1454号第1）
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の 緯度経度	東経 139° 06′ 01″ 北緯 35° 59′ 14″ 標高 240.1m
5	日影規制の 注意点	

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	用途地域の定めのある区域								
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117) <table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			区域	主な締結事項	なし	なし		
区域	主な締結事項									
なし	なし									
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117) <table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>建蔽率の最高限度</th></tr><tr><td></td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度		なし	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度								
	なし	なし								
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117) <table><tr><th>種類</th><th>適用区域</th><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td></td><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>			種類	適用区域	高さの最高限度		なし	なし
種類	適用区域	高さの最高限度								
	なし	なし								

横瀬町

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	問い合わせ 横瀬町 建設課 (0494-25-0117)	<table><tr><th>地区</th><th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>建蔽率の最高限度</td><td>建築面積の最低限度</td></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td colspan="2">壁面の位置制限</td></tr><tr><td colspan="2">なし</td></tr></table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度																
なし	なし																
	建蔽率の最高限度	建築面積の最低限度															
	なし	なし															
	壁面の位置制限																
	なし																
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117)	<table><tr><th>街区</th><th>容積率の最高限度</th></tr><tr><td rowspan="5">なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td>なし</td></tr><tr><td>壁面の位置制限</td></tr><tr><td>なし</td></tr></table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度																
なし	なし																
	高さの最高限度																
	なし																
	壁面の位置制限																
	なし																
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	根拠条例 問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117)	<table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>条例で定めている主な事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	なし	なし										
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項																
なし	なし																
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	根拠条例 未制定 問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117)	<table><tr><th>区域</th><th>主な締結事項</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td></tr></table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項																
なし	なし																
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定		<table><tr><th>地名地番</th><th>団地名</th><th>備考</th></tr><tr><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	地名地番	団地名	備考	なし	なし	なし								
地名地番	団地名	備考															
なし	なし	なし															
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	1.横瀬町土砂災害ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ 域指定の関係図書は、秩父県土整備事務所及び横瀬町にて縦覧できます。															

11	都市計画法第58条の2に基づく地区計画 (建築基準法第68条の2に基づくものを除く)	問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117)	
		地区計画	地区整備計画で定める主な事項
		なし	なし
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 横瀬町 建設課 (TEL 0494-25-0117)	
		区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域 編入時期	昭和56年4月21日	都市計画図 ※1
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 熊谷建築安全センター秩父駐在 (TEL 0494-22-3777)	
		市町村名	地域区分
		横瀬町	5地域

※1 用途地域をお調べの際は、ご確認ください

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則 第60条の規定に基づく適合証明 必要	都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3000㎡以上
		都市計画区域外	開発区域の敷地面積 10000㎡以上

6. その他の届出等

届出等		対象		時期	提出先
1	高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
2	建築物省エネ法	適合性判定申請	すべての建築物（平屋建てかつ200㎡以下の建築物除く※1）	※2	熊谷建築安全センター 秩父駐在 又は 登録省エネ判定機関
		性能向上計画 認定申請	誘導基準（容積率特例）認定を 希望する場合	認定を受ける目的 により異なる	熊谷建築安全センター 秩父駐在
3	建築物環境配慮制度 （CASSBEE埼玉 県）	床面積が2,000㎡以上の建築物		工事着工の21日前 まで	熊谷建築安全センター 秩父駐在
4	福祉のまちづくり条 例	特定生活関連施設に該当する場合		工事着工の30日前 まで	横瀬町（経由のみ） ※3
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか		工事着工の7日前ま で	熊谷建築安全センター 秩父駐在
6	長期優良住宅	認定を希望する場合		工事着工の前まで	熊谷建築安全センター 秩父駐在
7	低炭素建築物新築等 計画	認定を希望する場合		工事着工の前まで	県建築安全課
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等		工事着工の30日前 まで	横瀬町 建設課
9	埼玉県屋外広告物条 例	屋外広告物を掲出する場合		工事着工の前まで	横瀬町 建設課
10	埼玉県中高層建築物 の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等		確認申請の前まで	横瀬町（経由のみ） ※3
11	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上		確認申請の前まで	秩父環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合 住宅の建築に関する 指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物		建築事業報告書 （中高層建築物） 提出時 or 確認申請書提出時	横瀬町（経由のみ） ※3

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物

※2 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※3 受付窓口は皆野町建設課、審査業務は熊谷建築安全センター秩父駐在